

各 位

会 社 名 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ  
代表者名 代表取締役社長 熊谷 信 生  
(登録銘柄 コード番号: 6324)  
問合せ先 管理執行役員 碓井 雅 雄  
(TEL 03 - 5471 - 7810)

## 2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成16年8月31日開催の当社取締役会において、下記のとおり、2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 社債の名称

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

#### 2. 発行総額

30億円並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

#### 3. 社債の発行価額

本社債の額面金額の100%(各本社債額面金額 5,000万円)

#### 4. 社債の利率

本社債には利息は付さない。

#### 5. 新株予約権の発行価額

無償とする。

#### 6. 払込期日及び発行日

2004年9月21日

#### 7. 募集方法

Nomura International plcを引受会社(以下「引受会社」という。)とする総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における私募。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## 8. 新株予約権に関する事項

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

### (2) 発行する新株予約権の総数

60個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000万円で除した個数の合計数

### (3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して、当社と引受会社との間で締結される引受契約書の締結時の直近の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(但し、当社の株式が日本の証券取引所に上場された場合には、当該証券取引所又は主たる証券取引所における普通取引の終値とする。以下「最終価格」という。)に1.025を乗じた額を下回ってはならない。

2005年3月21日(日本時間とし、以下「第1決定日」という。)又は2006年3月21日(日本時間とし、以下「第2決定日」といい、第1決定日と合わせてそれぞれ「決定日」という。)に先立つ30取引日前の日から始まる20連続取引日の最終価格の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1決定日に係る修正については2005年3月28日、第2決定日に係る修正については2006年3月28日(いずれも日本時間とし、以下それぞれ「効力発生日」という。)以降、当該決定日価額に修正される。但し、いずれの場合にも上記の計算の結果算出される金額が当初の転換価額に対し当該決定日までに効力が生じた下記記載の調整を行うことにより算出した金額の80%に満たない場合には、転換価額は、当該80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、各決定日の翌日からこれに対応する各効力発生日までの間に下記に従って転換価額が調整された場合には、上記により算定された転換価額はさらに調整される。「取引日」とは、JASDAQ市場又は上記記載の証券取引所が開設されている日をいい、最終価格が公表されない日を含まない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、且つ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、市場環境等に基づく本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は上記(3)記載のとおり決定される額とする。

(5) 新株予約権の行使請求期間

2004年10月5日から2009年9月7日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、下記9.(1) (イ)乃至(ハ)記載の当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、下記9.(1) (二)記載の本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、下記9.(2)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本新株予約権付社債を、これに係る本社債の消却のために当社に交付した時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009年9月7日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(9) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により発行又は移転する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、当該行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月の期間をいう。）の初めに当該株式の発行又は移転があったものとみなして、これを支払う。

9. 社債に関する事項

(1) 社債の償還方法及び期限

満期償還

2009年9月21日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

最終価格が、30連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある上記8.(3)記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、当該30連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、2007年9月21日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負い、且つ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合には、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

(ハ) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を講じること等を条件として、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、該当する本社債の全部（一部は不可）を、その額面金額に対する下記の割合で表示される償還金額で繰上償還することができる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

2004年9月21日から2005年9月20日まで	104%
2005年9月21日から2006年9月20日まで	103%
2006年9月21日から2007年9月20日まで	102%
2007年9月21日から2008年9月20日まで	101%
2008年9月21日から2009年9月20日まで	100%

(二) 新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を、2007年9月21日にその額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還期日に先立つ30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書に当該本新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

(2) 買入消却

当社及び当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有又は転売することができる。また、当社は、買い入れた本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を、これに係る本社債の消却のために、当社に交付することができる。

(3) 社債の様式

無記名式新株予約権付社債券

(4) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(5) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

10. 上場取引所

該当事項なし。

11. 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## (ご 参 考)

### 1. 資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

手取金概算額29億7,500万円のうち、25億8,500万円を借入金の返済資金に、3億9,000万円を精密減速機事業における製造用工具・治具の取得などにそれぞれ充当する予定です。

#### (2) 業績に与える見通し

借入金の返済により金融収支の改善が見込まれます。また、上記設備投資が業績に与える影響は軽微です。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、業績に応じた利益配分を基本方針としております。配当につきましては、年間配当性向30%を基本方針としますが、配当の継続にも配慮しつつ、将来の事業展開のため内部留保の充実を図りながら、収益に応じた配当を実施することとしております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

当面の配当金額につきましては、上記基本方針に基づき決定してまいります。

#### (3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	16,264.88円	7,881.93円	31,396.41円
1株当たり年間配当金	2,000円	3,500円	10,100円
実績配当性向	- %	44.4%	32.2%
株主資本利益率	2.3%	1.5%	14.3%
株主資本配当率	0.3%	0.5%	4.2%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、平成15年5月20日付けで1株につき3株の割合をもって株式分割を行っておりますので、平成14年3月期及び平成15年3月期は分割前、平成16年3月期は期首に分割が行われたものとした期中平均株式数にて算出しております。
2. 1株当たり年間配当金は、平成15年5月20日付けで1株につき3株の割合をもって株式分割を行っておりますので、平成14年3月期及び平成15年3月期は分割前、平成16年3月期は分割後の1株に対する支払額です。
3. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
4. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期末の資本の部合計）で除した数値です。
5. 平成14年3月期から自己株式を資本に対する控除項目としており、1株当たり当期純利益または当期純損失( )は発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数により計算しております。
6. 平成15年3月期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

### 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

#### (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	1,700,000円	1,340,000円 330,000円	335,000円	776,000円
高 値	1,980,000円	1,680,000円 335,000円	851,000円	1,350,000円
安 値	730,000円	830,000円 315,000円	330,000円	775,000円
終 値	1,350,000円	1,000,000円 320,000円	770,000円	939,000円
株 価 収 益 率	- 倍	121.8倍	24.5倍	- 倍

- (注) 1. は株式分割による権利落後の株価を示しております。  
2. 平成17年3月期の株価については、平成16年8月30日現在で表示しております。  
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。